

1. 申請

対象者からケアマネジャー（包括職員、以下略）が聞き取りの上、

- ① 鯖江市リハビリテーション専門職派遣依頼書（様式①）
- ② ADL・IADL確認表（様式 1-1）
をセットにして鯖江市長寿福祉課に提出する。
- ③ 新型コロナウイルス関連誓約書（様式 1-2）については派遣日前日に「利用前」の項目についてケアマネジャーが電話で対象者に聞き取りを行い確認する。当日、誓約書について説明し、氏名を記入してもらう。誓約書は後日、結果報告書（様式 2）と一緒に提出する。

※派遣される専門職は医療従事者です。新型コロナウイルス感染を防ぐため、疑わしい症状がある場合には、ただちに長寿福祉課と派遣予定の専門職に連絡をしてもらい、派遣は中止となります。

上記事項は、対象者の方に十分な説明をお願いいたします。

2. 派遣調整

- ① 鯖江市長寿福祉課（以下、市）で申請を受理後、市が登録機関に派遣依頼をして、派遣される専門職が決定される。
- ② 市からケアマネジャーに決定した専門職の所属と氏名を電話にて伝える。
- ③ 連絡を受けたケアマネジャーが専門職に連絡をして、訪問日等の調整を行う。
- ④ 決定した訪問日についてはケアマネジャーから市へ連絡する。
- ⑤ 連絡を受けた市は、派遣予定の専門職に派遣依頼文を送付する。

※福祉用具や住宅改修で助言を希望する人に関しては、専門職が派遣される日にできるだけ業者と一緒に立ち会えるように調整をお願いします。

3. 訪問日

必ずケアマネジャーは、当日現場に立ち会うこと。（訪問所要時間はおおむね 1 時間程度です）

4. 派遣訪問終了後

訪問終了後に、ケアマネジャーはリハビリ専門職派遣事業結果報告書（様式②）と新型コロナウイルス関連誓約書（様式 1-2）を市にすみやかに提出する。提出された結果報告書は、市で写しをとり、派遣された専門職にリハ派遣事業を受けた結果（評価）として返却。

※住宅改修や福祉用具（手すりやスロープ等）等で助言を受けた場合には、改修前と改修後で様子がわかる写真を様式②と一緒に提出してください。

5. 費用について

専門職派遣にかかる費用は市が負担します。（対象者の負担はありません）

ご不明な点がある場合には

鯖江市長寿福祉課 地域包括G TEL：53-2265までご連絡ください